

研究開発プログラム評価について

第10期における研究開発プログラム評価の位置付け

次の第10期（2019年2月～2021年2月（2年間））においては、研究開発計画（平成29年8月最終改定 研究計画・評価分科会決定）に掲げられている「大目標達成のために必要な中目標」（以下「中目標」という。）の単位で研究開発課題等の取組全体を束ねたものを「研究開発プログラム」とし、この評価を試行的に実施する。2年間の試行を通じて、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成29年4月最終改定 文部科学大臣決定）との関係性を考慮しながら、評価者の評価疲れに十分配慮し、柔軟に見直しを行いつつ、実効性のある評価の仕組みの確立を目指す。

分科会と分野別委員会等の役割

第10期においては、2年間の試行を通じて、各機関の役割や研究開発プログラムの在り方を研究計画・評価分科会においてレビューする予定。

区分	役 割
研究計画・評価分科会	研究開発プログラム全体や横串の視点から、各研究開発プログラムへの助言や、全体の評価の仕組みのレビュー
分野別委員会	研究開発プログラムの外部評価の評価実施主体
内部部局 （分野別委員会事務局）	研究開発計画に掲げられている中目標を単位とした研究開発プログラムの運用及び自己評価の実施主体

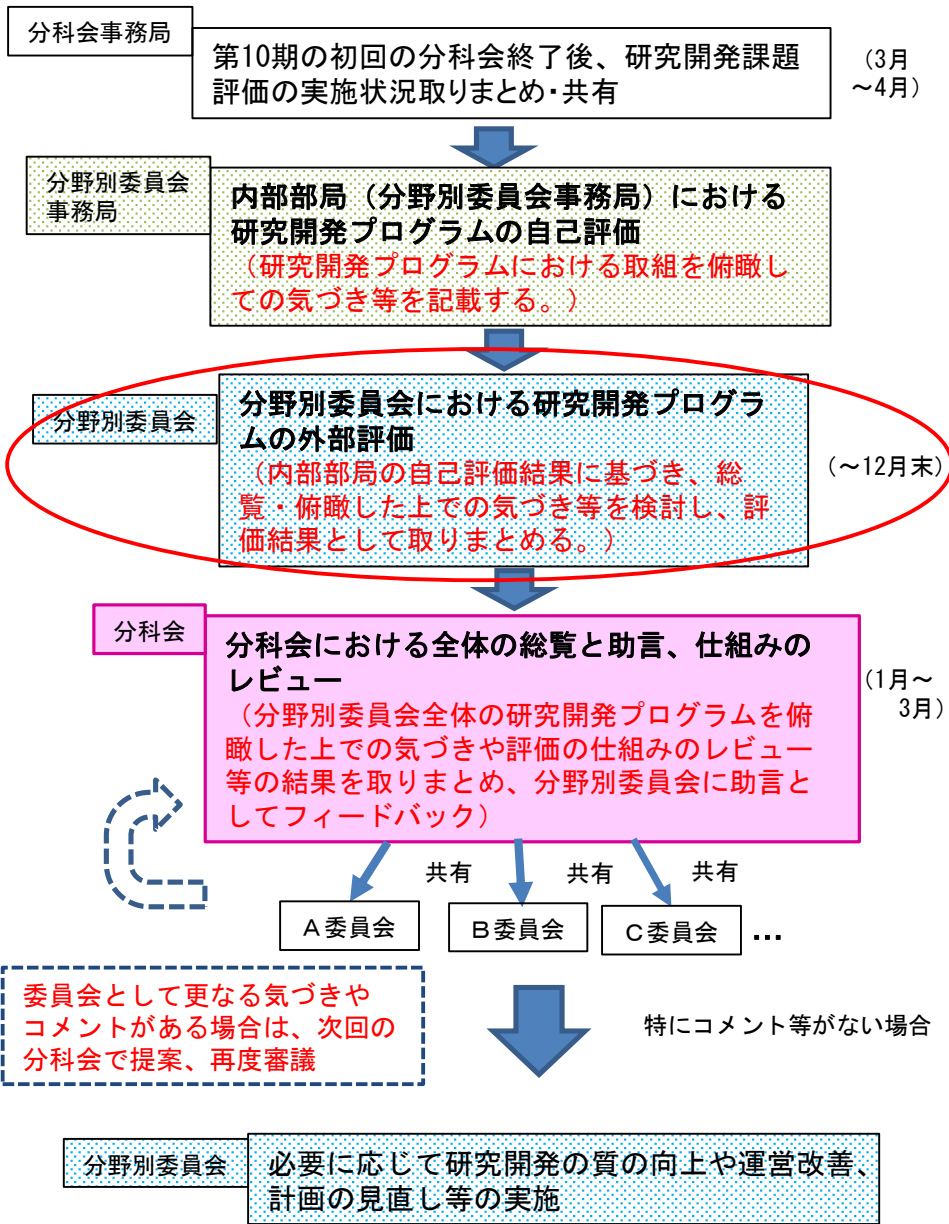
研究開発プログラム評価の試行的実施の目的

研究開発計画に掲げられている中目標の単位で研究開発課題等の取組全体を束ねたものを研究開発プログラム（以下、「プログラム」という。）とし、プログラム単位での評価を試行的に実施することにより、その実行可能性を検証する。

研究開発プログラム評価の試行的実施の方法（案）

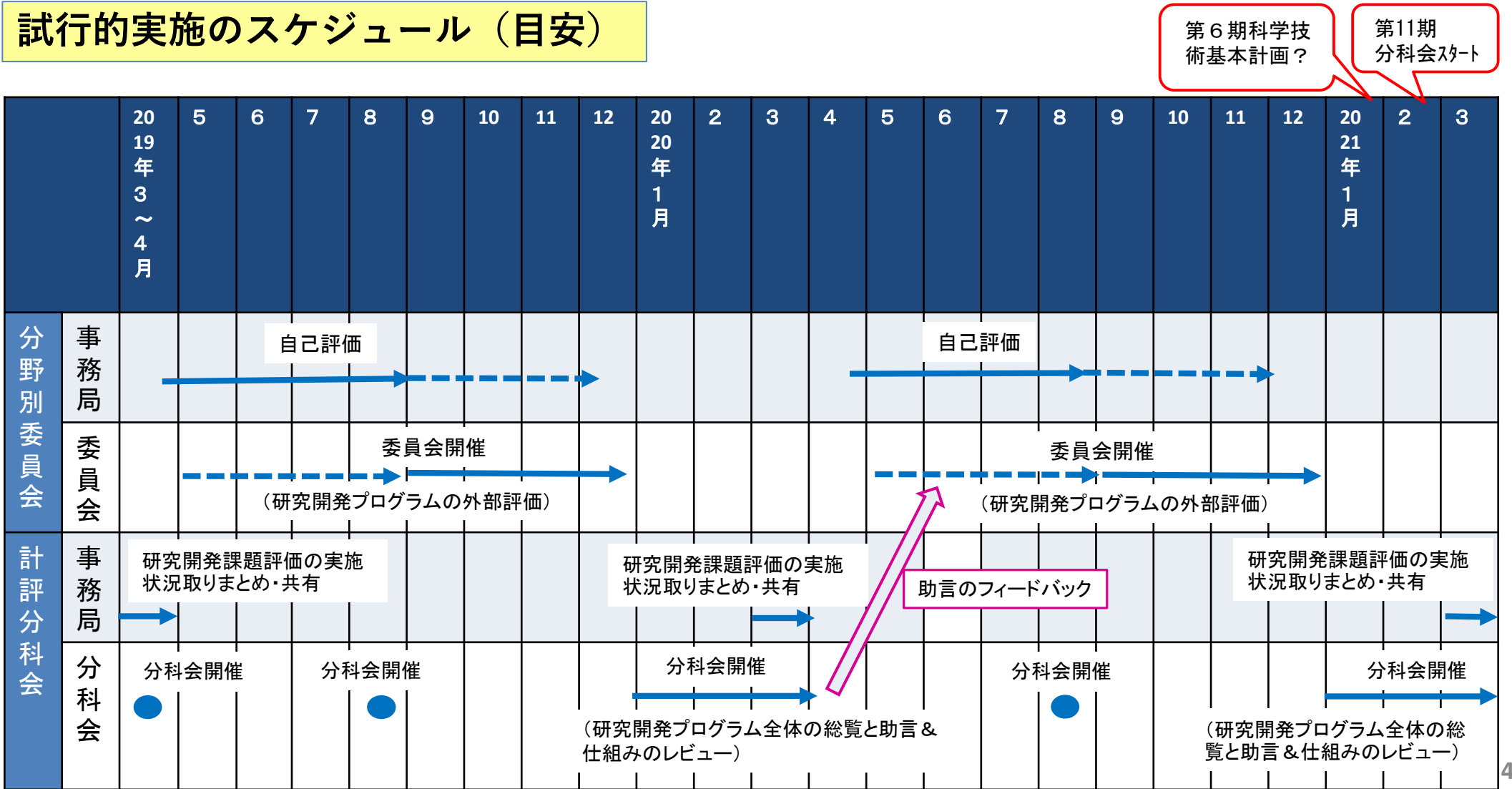
1. プログラムを構成する研究開発課題等とは、中目標の達成に必要となる事業とする。このため、中目標に適合する研究開発課題を基本としつつ、必要に応じて、研究開発法人において運営費交付金等により実施されている事業等を含めることとする。
2. 研究開発課題の評価や、研究開発法人において運営費交付金等により実施されている事業等の評価は、既に評価の仕組みが定着しており、プログラムの評価に当たっては、必要に応じてこれらの評価結果を活用する。
3. 内部部局（分野別委員会事務局）が行うプログラムの自己評価においては、個々の研究開発課題や事業等の評価そのものではなく、それらを総覧・俯瞰した上での気づきの記載に力点を置く。
4. 分野別委員会が実施する外部評価においては、内部部局が実施した自己評価結果に基づいて、全体を総覧・俯瞰した上での留意点や気づきについて検討することに力点を置くとともに、評価結果を取りまとめる。

試行的研究開発プログラム評価の初年度の流れ（案）



5. さらに、分科会においては、分野別委員会が実施した評価結果に基づいて、各々の評価結果を横串しで俯瞰し、分野間・領域間にまたがる気づきや、研究開発プログラム評価等の仕組みについて審議するとともに、その結果を取りまとめ、分野別委員会にフィードバックする。

試行的実施のスケジュール（目安）



「研究開発プログラム」の範囲のイメージ

